勤務医と医政活動―医療トラブルを中心に―

埼玉社会保険病院

細 田 洋一郎

埼玉社会保険病院の細田と申します。

古川先生も医師で弁護士で医療事故にとり組んで おられますが、医療トラブルを中心にということで、 埼玉県の取り組みを話させていただきます。

残念ながら、医療の現場でトラブルは余り減って おりません。埼玉県ではいろいろと医療事故に対す る取り組みを行っております。少しプロパガンダも 入りますけれども、これをご紹介いたします。

医療安全というのは、国民の信頼を得る重要な要因の1つでありますけれども、それには投資が必要です。にもかかわらず、政府はそれと相矛盾する医療費抑制政策を進めております。

医療制度改革大綱

政府·与党医療改革協議会 平成17年12月1日

- ●安心・信頼の医療の確保と予防の重視
- 医療費適正化の総合的な推進
- 超高齢化社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現

(スライド1)

昨年12月に医療制度改革大綱が出されました。基本的な考え方はこの3つで、すなわち、安心・信頼の医療、医療費の適正化、超高齢化社会における医療保険制度です。

そして、医療費適正化の前、一番目に安心・信頼 の医療の確保というのを持ってきたことを厚生労働 省の関係者は強調しております。ただ、医療安全に はお金がかかります。一方で医療費適正化という言 い方をしておりますけれども、実はこれは財政主導 の医療費抑制策ではないかと思っております。

(スライド2)

患者トラブルの増加の原因としましては、高齢化 による偶発症自体が増加したり、あるいは患者さん



患者トラブルの増加の要因

- 高齢化による合併症の増加
- 患者さんの権利意識の高まり
- 医療に対する独善的な解釈
- 過度の期待、リスクに対する無理解
- マスコミの一方的な報道
- 弁護士の増加
- 名だけの患者擁護を唱える偏重な医師集団

高度化、細分化、専門化に対応できない医療従事者 リスク・マネージメントに対する認識不足 不十分なインフォームド・コンセント

(スライド2)

の権利意識の高まり、医療に対する独善的な解釈、過 度の期待、リスクに対する無理解、マスコミの一方的 な報道、弁護士さんの増加などがあると思います。

一方、医療者側の要因としては、高度化、細分化、 専門化した医療に対応しきれない医療従事者、それ からリスク・マネジメントに対する認識不足とシス テムの構築不足、不十分なインフォームド・コンセ ントなどがあると思います。

そして、医療安全が声高に叫ばれてはおりますけれども、相変わらず医療事故の報道も多く見られます。マスコミは医者いじめに近い報道を提供し、いわゆる知識人と称する人たちの医療への提言、批判は患者さんの飽くなき期待に拍車をかけます。

さいたま医療訴訟連絡協議会

目的

専門的知見を要する医療関係訴訟の適正かつ 迅速な解決

構成:

埼玉県医師会・県内主要医療機関. さいたま地方裁判所.

埼玉弁護士会 活動テーマ:

鑑定人選任システムの構築

**法曹のための医学教育、医師のための法学教育

(スライド3)

そんな中で、埼玉県は平成14年12月にさいたま 医療訴訟連絡協議会というものを立ち上げました。 これは、新民事訴訟法が契機となり、専門訴訟であ る医療関係訴訟の適正かつ迅速な解決ということで、 埼玉県医師会が中心となり、県内の基幹病院と、そ れから埼玉地方裁判所、埼玉弁護士会の3者で協議 するというものです。

さいたま医療訴訟連絡協議会

・鑑定人選任システムの構築 医療関係訴訟の審理長期化の改善(新民事訴訟) さいたま、東京、千葉、横浜で鑑定人ネット・ワーク化

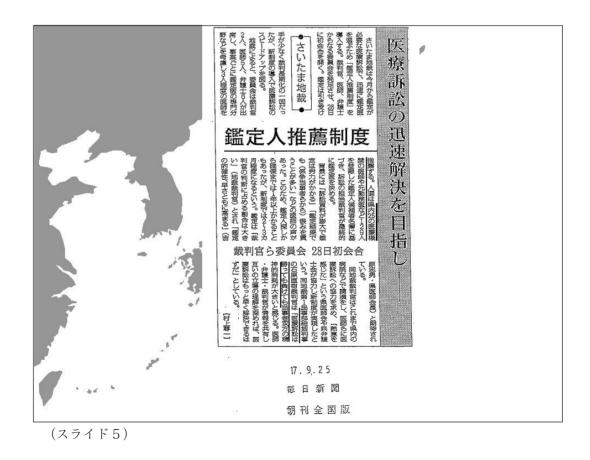
・医療現場、裁判実務の現状についての相互理解、 相互教育、相互交流

裁判官、弁護士の病院・手術見学 裁判官・基幹病院医師双方による講演 判例に基づく模擬裁判 「医療水準」 判例によるパネル・ディスカッション 「医師の説明責任」

(スライド4)

活動テーマといたしましては、医事紛争の公正化、 迅速化を図る目的で、鑑定人システムの構築、そし てもう一つは、法曹と医学界の理解交流を深める活 動を行おうというものです。

鑑定人の選任は、県内44の病院にアンケートを行い、鑑定人のリストを作成いたしました。また、さいたま、東京、千葉、横浜でネットワークもつ





(スライド6)

くっております。もう一つは、医療と法曹の理解 を深めようと、法曹界、つまり裁判官、弁護士の 病院あるいは手術見学を行っております。また、 裁判官と、基幹病院、医師、双方の講演会も行っ ております。そのほか、昨年と今年の2回、実際 の判例に基づく模擬裁判、パネルディスカッショ ンを行いました。

(スライド5)

これは、昨年9月の毎日新聞に載った記事です。 県内25の医療施設の129人が鑑定人候補者になって おります。既に1件の民事事件で鑑定人を出してお ります。

(スライド6)

これは、さいたま、東京、横浜、千葉のネットワークです。鑑定方式は、それぞれ多少異なりますが、他の地裁から依頼があった場合は、その地区の地裁のやり方で鑑定を行いますが、推薦はするということになっております。

さいたま医療訴訟連絡協議会

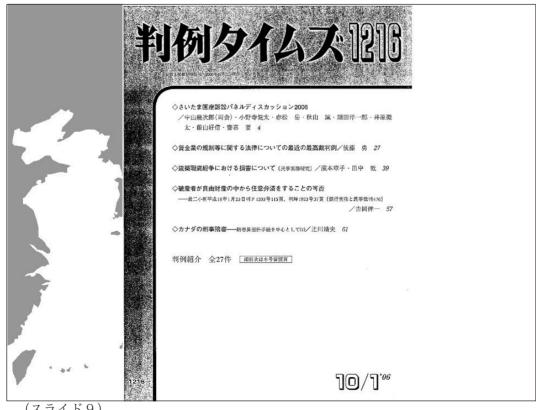
- ・鑑定人選任システムの構築 医療関係訴訟の審理長期化の改善(新民事訴訟) さいたま、東京、千葉、横浜で鑑定人ネット・ワーク化
- ・医療現場、、裁判実務の現状についての相互理解、 相互教育、相互交流
 - 裁判官、弁護士の病院・手術見学 裁判官・基幹病院医師双方よる講演 実際の判例に基づく模擬裁判 「医療水準」 パネル・ディスカッション 「医師の説明責任」

(スライド7)

2つ目の医療と法曹の相互理解を深めるということで、法曹界の方たちの病院手術の見学があり、私どもの埼玉社会保険病院、それからさいたま市立病院、獨協越谷病院の3つの医療施設で行っております。当院だけでも、現在まで12人の裁判官、6人の弁護士さんが見学にお見えになりました。大変有意義との評価をいただいております。また、裁判官による講演は、県内13の医療機関で行われました。



(スライド8)



(スライド9)

(スライド8)

これは、昨年地元の埼玉新聞に載った記事です。 最高裁判決の出た、仮死で出産し胎便吸引症候群で 死亡した訴訟事件を医療水準に焦点を当てて模擬裁 判の形で行いました。約260名の医療、法曹関係者 の出席がありました。どちらも判例タイムズに掲載 されております。

(スライド9)

スライドはことしの 10 月の判例タイムズですが、 説明義務をテーマに、実際に判決の出た3つの事例 を検討いたしました。

埼玉医療事故検討委員会

一心臓・血管関連分科会 (県下の心臓・血管関連の29施設)

- 1. 医療事故検討委員会(peer review) 他施設の専門医や第三者の意見を必要とする医療 事故を検討する。
- 2. 医療事故調査委員会 事故の当事者の依頼で、他施設の専門医、第三者を含めて事故の原因究明と再発防止を明確にする。
- 3. 医療訴訟審議会 依頼により訴訟の鑑定(グループ討議による)を行う。

(スライド 10)

最近、医療関連死の問題が多く取り上げられます。 厚生労働省は昨年9月から診療行為に関連した死亡 の調査・分析モデル事業を開始しましたが、はかば かしい進展は見られておりません。

そこで、埼玉県では去る7月28日に医療事故の発生時に他施設の専門家の意見、第三者の見解が必要とされる状態を想定し、県内29の心臓・血管関連施設の参加で、事故連絡協議会が設立されました。第三者の専門医による事故検討、すなわちピア・レビューから始めることになっております。将来は医療事故調査の委員会、訴訟の審議まで行っていく予定であります。そして心臓・血管関連以外、消化器など他の部門にも県内の40病院からなる埼玉県公的病院協議会において検討していく予定です。

以上、埼玉県における医師会と法曹の医療事故に 対する取り組みを紹介いたしましたが、裁判という 患者と医師が対峙する事態は、最悪の解決法であり ます。また、真実は訴訟裁判でしか明らかにされな いと患者さんが考えるならば、これも大変残念なことであります。



(スライド 11)

裁判以外の解決の道として、先ほどの厚労省のモデル事業をもとに、第三者機関の設置が考えられているようです。しかし、5年間で1億2,000万円という少ない予算、そしてことしの7月の時点で目標の年間200例とはほど遠い22例という実施状況からは、前途は厳しいようでございます。

独自の裁判外紛争解決手続き即ちADRも試みられているようですが、医師、患者双方のこじれた溝を埋めるには、専門教育を受けたコーディネーターが必要で、その養成の問題もありますし、これには当然財政的なことも関係してまいります。



(スライド 12)

財政主導の医療費抑制政策は、医師、看護師の人 手不足を招き、そして過重労働を招きます。

先ほどの医師の労働条件にもありましたけれども、 医療費抑制策のために医師、看護師、医療従事者は 大変人手が不足しております。そうなりますと、粗 診粗療となり、医療の質が低下いたします。当然今 お話ししました医療事故も増加してまいりますし、 国民の信頼もますますなくします。

そうなりますと、医療従事者の士気は低下いたします。そして医療が荒廃するのは自明の理でございます。特に中核病院の勤務医には、これは深刻な問題です。我々勤務医はもっと医政に目を向けて、そして医師会とともに力を合わせて国に訴えていかなければならないと思っております。

以上でございます。